

Title	1831年のノッティンガム暴動(下)
Sub Title	Nottingham riot of 1831
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1983
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.76, No.2 (1983. 6) ,p.207(21)- 223(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19830601-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19830601-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1831年のノッティンガム暴動 (下)

松村高夫

- I 序
- II 暴動の発生・拡大・消滅の過程
- III 裁判と処刑 (以上、(上)『三田学会雑誌』75巻6号, 1982年12月号)
- IV 暴動の主体と意図 (以下、(下))
- V 暴動発生条件としての政治的・経済的構造
- VI 暴動発生契機としての祝祭
- VII 暴動拡大条件としての治安行動
- VIII 結論に代えて——選挙法改革暴動の歴史的意義

IV 暴動の主体と意図

ノッティンガム暴動を起した群衆はいかなる人々から構成されていたのか。また、指導者は何者であったのか。市の『年譜』は、暴徒と市民とを区別し、市民は暴動に加わらなかったと記す傾向がある。そのさい、グース・フェアやノッティンガム・レースが近隣から「ならず者」'rabble' やスリを引き寄せ、かれらが暴動を起したとするのである。即ち、「あらゆる悪事をせんとしている組織された一団」は、「近隣の卑しい悪質な人物から成っていた。祭のさい能力を発揮するスリやレースのとき何かを盗もうと期待して市に留まっていたあらゆる種類の墮落した不品行なものたちから成っていたのである」⁽¹⁾とし、10月10日月曜日の市主催の集会においても、「集会が終ると、尊敬すべき respectable 市民は家路についた」⁽²⁾が、ならず者の外来者が暴動を起した、とされるのである。ホイッグ系新聞『ノッティンガム・マーキュリー』も、暴動の発端を放浪者に求め、かれらはレース開催日にスリをはたらこうとして集まってきたとしたが、この点ではトーリー系新聞『ノッティンガム・ジャーナル』も差異はなく、前記ランスロット・ロウレストン(トーリーのカウンティー治安判事)は同紙上で、暴動を略奪からのみ説明しようとしている。⁽³⁾ 暴動がならず者によって⁽⁴⁾

注(1) *The Date-Book*, p. 400.

(2) *The Annals*, p. 374.

(3) *Nottingham Mercury*, 15 October 1831.

(4) *Nottingham Journal*, 15, 22 October 1831.

起されたとする見解は、暴動の目的を単なる物品の略奪とし、そこには選挙法改革という政治目的はなかったとする理解に通じるが、果してこのような理解は正しいのだろうか。リュエデの指摘を待つまでもなく、暴徒の構成や指導者の性格を明らかにすることには通常大きな困難が伴う。だが、ノッティンガム暴動のばあいは、32年1月の裁判が逮捕者の構成をある程度明らかにしてくれる。まず、被告の年齢をみると、33名中年齢の判明しているものは18名、そのうち、17～27歳が14名を占めている。ピーストン絹工場の放火により絞首刑になった3名は、20歳、22歳、26歳である。G. ベックは、14歳まで日曜学校に通っていたが文盲であり、船頭、レンガ積み工などを経験していた。結婚間近かだったという。G. ヒアソンは糸巻き製造工であり、車製造工でもあり、結婚後1年半を経過していた。J. アームストロングは文盲で、父親から靴下編み工になるよう仕込まれていた。かれも結婚が予定されていた⁽⁵⁾という。これらの事実から、暴動を指導したものは浮浪者やスリやならず者ではなく、既婚か結婚間近かの職人たちであり、自らの利害を明確に知覚できるものたちであったと判断してよいだろう。かれらは民衆運動自体が創出した指導者であって、けっして職業的運動指導者ではない。それ故、空間的にも極めて限定された範囲内で活動し、そして、短期間のうちに活動の舞台から消え去るのである。暴動を指導しなければ一応平穏な将来の生活が保障されている職人たちが、絞首刑になる危険まで冒して指導者になったのは何故なのだろうか。また、そうなりえたのは何故なのだろうか。ピーストン絹工場の襲撃のさいは、前述したように、暴徒は「軍隊のような規律がとれていた」⁽⁶⁾のは何故なのだろうか。

G. ルフェーヴルのいう「集合心性」が、このような問題の考察に有効である。「秘められた動機がいかなるものであれ、指導者(ムヌール)たちは、彼らの演説や命令が集合心性に合致している時はじめて耳を傾けて貰えるのである。集合心性こそが彼らに権威を付与するのであって、彼らは与えることができはじめて受け取ることが可能となるのだ。彼らの立場がなかなかむずかしく、その威光がしばしば束の間のものに終わってしまうのはそのためである。というのも、革命的集合心性の基本的構成要素のひとつが『希望』であるから、もしも事態がこの『希望』を裏切るようなことになれば、指導者によせられていた信頼は消え失せてしまうからである。」「革命的集合心性が意識の前面に現われるや否や、集合体は、人々を行動へと促すという意味において、とりわけ有効な作用を及ぼす。共同の力を感じることも、ためらう者にも集合心性を受け入れさせて、そこに集

注(5) この職業と年齢の分析は、John Wigley, *op. cit.*, p.97による。他の被告については、職業や年齢を知りうるのは3名である。1人は23歳のレンガ工Adam Wagstaff, 1人はアイルランド出身のレイバラーW. Green, 他の1人は20歳のレイバラーJohn Foremanである(*Ibid.*)。ウィグリーがこの分析に用いた資料は、*Derby Mercury*, 6, 8 January 1832; 8 February 1832; R. Sutton, *Some Particulars of the Life, Behaviour and Execution, etc.*, Nottingham, 1832, pp. 6-7; *Derby Mercury*, 11 January 1832; PRO, HO 40/28 (3) f 386, Nottingham Depositions. である。

(6) 本稿(注), 『三田学会雑誌』75巻6号, 1982年12月号, 56ページ。

(7) Georges Lefebvre, *Foules révolutionnaires*, 1932, 二宮宏之訳『革命的群衆』, 創文社, 1982年, 41ページ。

う者を、彼を抑えつけようとする政治的・社会的権威に対し、攻勢に出るよう勇気づけるのだ。集合体も結集体も、数が物を言う存在であって、この数の力を眼で見、手で触れうるものとして示すことにより、力のバランスに数の重みを投入するのである。集合体や結集体の影響は、感情に動かされ易いタイプの間にはとりわけ強く働く。蜂起に際して、こういう人々の中から突如たぐい稀な大胆さを示す者が出現するのはそのためである。民衆運動の渦中において、それまでのプロパガンダの段階では何ら目立った活動を示しておらず、また、実力行動の終焉と共にその役割が終わってしまうような行動的指導者(ムヌール)が出現するの、こうして説明される。⁽⁸⁾

暴動の経済的・社会的・政治的諸条件と暴動の勃発と結果の媒介要因として、集合心性を考慮することは極めて重要である。⁽⁹⁾すでに指摘したように、同時代の社会的・経済的階級対立に分析を限定するならば、何故その階級対立が暴動として発火し、急速に拡大したのかを充分明らかにすることはできないのである。この集合心性の存在を史料によって直接的に論証することにはかなりの程度の困難があり、「心的相互作用を出発点とする精神の働きは、推論に頼らなければ歴史家にはつかみきれないもの」⁽¹⁰⁾(ルフェーヴル)であるが、ノッティンガム暴動のばあいには、間接的にそれを論証するものとして、被告救出署名を挙げることができる。死刑執行令状が届くと、刑執行停止を国王に求める下院請願の署名が、24時間以内に1万7千名も集まったのである。ノッティンガム市の人口は、1801年から31年にかけて2万9千名から5万名へと増加している。(子供も含む)市の人口数と対比するならば、圧倒的多数の市民が、しかも極めて短時間のうちに、暴動指導者の救出の署

注(8)『同上』、訳、44～45ページ。

(9) G. ルフェーヴルのつぎの指摘は、民衆運動史研究にとって極めて重要である。暴動、蜂起、叛乱といった行動に導くような思想や情念が、「全く自律的にひとりひとりの意識のうちに目覚め、そうした個人がただ集まれば結集体が形成される、と考えるわけにはいかない。彼らが行動に出るため集結するのは、お互いの間に、『心的相互作用』action intermentaleが働き、『集合心性』mentalité collectiveが予め形成されているからなのだ。……歴史家が好んで研究の対象とするのは、むしろ次の二つである。第一には、革命的運動の原因だと彼らが考える経済的・社会的・政治的な諸条件。そして他方では、革命運動のめぼしい事件や運動の成果。しかし、実際には、これらの原因と結果との間には、集合心性の形成というファクターが介在しているのだ。集合心性の形成こそが、真の因果連鎖をつくり出すのであって、それだけが、結果なるものを十分に理解することを可能にするといつてよからう。何故なら、結果とされる事実が、歴史家が気軽に原因だと認める事実とは、時に不釣り合に見えることが生ずるからである。社会史はそれゆえに、対立する階級の外から見える姿を記述することに留まっているわけにはゆかない。これらの階級それぞれの、心的内実contenu mentalにまで達しなくてはならないのである。」(『同上』、訳、8～10ページ)さらに、訳者による明快な「解説」(63～89ページ)も参照されたい。

しかし、G. リューデは、「一つの集合体としての群衆、群衆を構成する要素の一つの集団としての態度と行動、あるいはル・ボンと彼の後でジョルジュ・ルフェーヴルが群衆の『精神的統一』または『集合的の心性(メンタリティ)』と名づけてきたもの」に批判的である。その理由は、「明らかにル・ボン自身を含む何人かの著述家は、他のすべての要因を犠牲にしてこの要因を強調し、そして群衆をいっばその社会的・歴史的な繋留地から無理に引き離して、純粹に抽象的なまたは未発達な集団へとおとしめる傾向があった」(傍点引用者)からである。もっとも、リューデは、「それでもそうした点をまったく無視するのは、ほとんど現実的な態度とはいえない」とも指摘している(G. リューデ『前掲書』、訳、297ページ)。

(10) G. ルフェーヴル『前掲書』、訳、29ページ。

名をしたことが明らかである。暴動指導者に権威を付与した集合心性が市民の中に広範に形成され残存したことなしには、このようなことは生じなかったであろう。32年1月末に、F. パーネットがこの請願にもとづいて被告の釈放動議を下院に提出したが、不成功に終わったことは前述したところである。公開処刑日に、処刑反対の市民による暴動が生じることをおそれて市内には軍隊、警察、特別警察が配備されたこと、処刑の最後の瞬間には、「荒くれ男の一群が絞首台に殺到し、死刑囚を解放するだろうという情報が流れてきた」こと、死刑になったヒアソンの葬式の列を数千人の市民が見送ったこと、これらのことも市民の間の暴動指導者を支持する集合心性の形成・残存を間接的に示している。⁽¹¹⁾

暴徒の指導者ではなく、暴徒全体がいかなる人間たちであったかを知ると、困難はいっそう増大する。R. A. プレストンは、10月10日の月曜日の市主催の集會に「新しい要因」が加わったとし、「ノッティンガムシャーの政治を伝統的に最も不安定にしてきた要因である掛け枠編み工の大分遣隊を含む農村の人々が流入した」と指摘している。⁽¹²⁾ そうであるとすると、市民と近隣の農民の内部から暴徒が、さらに暴徒の内部から指導者が、集合心性を媒介として創出されたことになる。かような意味での三重の構造の形成は、つぎのJ. ウィグリーの叙述によく示されている。「月曜日の夜、城が破壊されたとき、数千人がその炎上を見ていたが、わずか600人余が城を威嚇したにすぎず、150人足らずが城内と建物に侵入し、たった一握りのものが扉の内に押し入ったにすぎないということを考察するならば、多数の単に無秩序になったものとヨリ大胆不敵な暴徒とを区別することは可能である。⁽¹³⁾」

筆者の以上のような把握は、暴徒が「尊敬すべき市民」とは無関係であり、選挙法改革運動はノッティンガム政治同盟あるいは市会が組織的に展開したのであり、暴動は選挙法改革運動にはマイナスであったとする通説とは対立する。たしかに当時、政治同盟は自らの組織を暴動とは無関係であると意識的に主張していた。しかし、ノッティンガム政治同盟が当市における選挙法改革運動の担い手になったとみることは誤りである。1830年3月1日に結成され、7月5日に第一回総会を開いた政治同盟は、前出のリチャード・サットン(『ノッティンガム・レビュー』所有者)を例外として、労働者はもとより、ミドルクラスの多数の選挙法改革論者を組織することができなかった。同年9月9日に開かれた改革論者総結集集會において、G. ホワイトヘッドは(彼自身政治同盟に未加入だったが)、多数の改革論者が同盟に加入していないことを嘆いている。31年になると同盟加入者は増加し、3月までに70名になるが、⁽¹⁴⁾ 同年10月の暴動の契機となった市主催の集會に数千名が集まったのに比較すると少数にとどまっていた。市会と政治同盟は互いに選挙法改革運動の主導権争いを行な

注(11) 本稿(註), 62~4ページ。

(12) R. A. Preston, *op. cit.*, p. 87.

(13) John Wigley, *op. cit.*, p. 98.

(14) Thomis, *Politics and Society in Nottingham*, pp. 283-5.

1831年のノッティンガム暴動(下)

ってきたが、政治同盟が捉え切れなかった市民の急進主義をウィッグ市会主催の集会(10月10日、月曜日)が吸収しようとしたが、その集会も吸収しきれず、暴動がその集会の直後から開始されたのである。サックウェルはメルボーン宛に「集会は多数が参加し、静かに終わった。しかし、大きな興奮がノッティンガムの低階級(the low classes)の間に続いている⁽¹⁵⁾」と報告していた。低階級の間に暴動の集合心性が形成されていたのである。

暴動の主体にかんするこれまでの分析から、暴動の意図が単なる物品の略奪ではなかったことはもはや明らかであろう。襲撃された家屋は、暴徒の誤認によるウィッグ支持者のものも含まれていたが、それとて目標はトーリー主義者であるのに類似した氏名を混同したり、改革論者に転向したことを知らなかったりしたばあいであり、他の攻撃の照準はトーリーに合わされていたのである。10月8日土曜日に襲撃された12の対象は、トーリーの所有になるものであり、このうち6名は、先の選挙法改革反対署名をしたことを広く知られていた人物であった。コリック・ホールもビーストン絹工場も、ブルジョアジーの所有になるためではなく、トーリー主義者=国教徒=選挙法改革反対論者の所有になるが故に、暴徒の襲撃の対象となったのである。しかし、当然のことながら、暴動は一旦発火し拡大すれば物品の略奪も生じ、そのみを目的とした暴徒も混入する。いま、襲撃された家屋のうち職業の判明する22名をみると、食料品商3名、製粉業者2名、パン焼業1名、小売商1名、チーズ屋1名、薬屋2名、レース製造工2名、警察官2名となっている⁽¹⁶⁾。これらの事実から、J. ウィグリーのように、「少なくとも群衆の活動の一部は、高物価を賦課するもの、低賃金支払者、法と秩序の維持者に対する復しゅうを意図していた⁽¹⁷⁾」と主張することも可能であろう。しかし、それはあくまで副次的な意図である。

V 暴動発生の条件としての政治的・経済的構造

ハモンド夫妻やD. バイゼルの著書がすでに示すように、ノッティンガム市近隣では19世紀に入ると靴下・レース編み工の没落が加速化し、ラダイツ運動の発生の地となった⁽¹⁸⁾。選挙法暴動の発生時には、前掲『年譜』は、「極度の困窮があった⁽¹⁹⁾」と記録しているし、また、G. ヘンスンのメル

注(15) From Col. Thackwell to Lord Melbourne, 10 October 1831, MSS, PRO., HO 52/15, 250-1.

(16) John Wigley, *op. cit.*, p. 98.

(17) *Ibid.*

(18) J. L. & B. Hammond, *The Skilled Labourer, 1760-1832*, 1919; D. Bythell, *The Handloom Weavers*, 1969. ノッティンガムの労働者状態の推移については、J. D. Marshall, 'Nottingham Labourers in the Early Nineteenth Century', in *Transactions of the Thoroton Society*, 1960, pp. 56-73. を参照されたい。なお、ラダイツ運動については、他に、F. O. Darvall, *Popular Disturbances and Public Order in Regency England*, 1934; M. I. Thomis, *The Luddites*, 1970; E. J. Hobsbawm, 'The Machine Breakers', *Past and Present*, 1, 1952. など多数あり、Thompson, *The Making* も Chapter 14 で、また、G. リューデ『前掲書』も第5章で扱っている。

(19) *The Annals*, p. 367.

ボーン宛書簡も、「レース織業では、蒸気機関と大陸における不況のために賃金を最低限可能な金額まで切り下げるといふ嘆かわしいことが実施され、働くアルティザンたちを殆んど乞食同然の状態にした」と報告している。⁽²⁰⁾このような困窮の深刻化は、ノッティンガムでは、ニューカッスル公に対する敵意の強化に連っていったのは、つぎのような経済的支配構造があったからである。それは、ニューカッスル公が、クラムバー Clumber と呼ばれた広大な所有地を通じて、ノッティンガム市だけでなく、カウンティ全体の経済生活を文字通り専制的に支配していたという構造である。その支配構造は公の極めて強力な統制力を実現させていた。例えば、クラムバーの借地人の一人が市参事会員に立候補したとき、食料品商である他の参事会員がかれに投票しなかったことを理由に、公はその食料品商のクラムバー内の注文を停止させた。⁽²¹⁾また、公が200軒の家屋と960エーカーの借地を所有しているニューワークにおける1829年の選挙で、公の推す候補者と対立候補が激戦となり、結局公の推す候補が当選したが、対立候補も587票とかなりの票数を集めた。そのなかに公の借地人37名が含まれていたため、公は不服従を理由にその全員からの借地権のとり上げを通告した。公は生殺与奪の権を握っていたのである。後者のケースは翌30年3月1日に下院でP. トムスンが問題とし、その無謀な通告からの救済を請願したけれども、結局、動議は194対61で否決されてしまった。⁽²²⁾しかし、ニューカッスル公が、「バラ・モンガー」borough monger であるとの評判は拡がり、ノッティンガムは名だたる腐敗選挙区として全国に知られるようになった。これに対し、多くの市民は腐敗選挙区の廃止を求め、1829年にはイースト・レトフォードとニューワークの2つの選挙区から腐敗に対する反対請願が提出されていた。⁽²³⁾

このようなニューカッスル公と市民との経済的・政治的対立は、公とノッティンガム市会の対立として現象した。市会はウィッグであり、ノンコンフォーミストが多数を占めており、極端なトーリー主義者のニューカッスル公と対峙するという構図ができあがっていた。公に反対するものは、市会を支持を通してその反対を実現しようとした。その限りでは市会は一定の進歩性を有していたが、その背後には、「急進主義ノッティンガム」Radical Nottingham の名が示すような18世紀後半以来の急進主義の伝統があったことを無視するわけにはいかない。18世紀後半は食糧暴動でマーケット広場はしばしば混乱に陥り、暴徒は自ら食糧品価格を設定したりしたし、1811～16年のラディツ運動の発祥地でもあり、1817年にはベンリッチ反乱が生じている。⁽²⁴⁾時に爆発する市民の潜在的抵抗力に対応して、市会は、1830年8月にフランスでの革命を支持する集会が開催されたとき3名を指名し、ノッティンガム市民の公的代表としてパリに行かせている。その年の10月には、市長は選

注 (20) From G. Henson to Lord Melbourne, 14 November 1831, quoted in John Wigley, *op. cit.*, p. 101.

(21) A. C. Wood, *A History of Nottinghamshire*, 1960, p. 302. なお、本稿(上)ではニューカッスル公をニューカッスル侯と誤記している。

(22) J. M. Golby, *op. cit.*, p. 10.

(23) *Ibid.*, p. 9.

(24) ベンリッチ反乱については、Thomis, *Politics and Society in Nottingham*, Chapter 10 を参照。

1831年のノッティンガム暴動(下)

挙法改革集会を組織し、秘密投票を擁護したが、前述したニューカッスル公の借地人に対する不当な制裁のことが広く知られていたため、秘密投票の主張はノッティンガム市民の多数の賛意を得た。翌31年3月9日には、大規模な集会が市の中央広場で開かれ、選挙法改正を求めて国王と下院に要請がなされた。3月に9,030名の選挙法改正の署名を市会の主導のもとに集めたが、これはノッティンガム市の成人男子の半数を越えていた。『年譜』の表現によれば、「選挙法改正法案は、当時公衆の心を激しく揺り動かしていた。人々の大多数は改正法案について昼に語り夜に夢みるという有様で、過去数週間にわたりそれに関するすべての情報は、熱狂的関心をもって受けとられていた。⁽²⁵⁾」このような状況のなかで、前述したような10月8日付新聞が報道した改革法案反対のノッティンガム市民400名の署名提出がなされ、8日からかれらの家屋が襲撃されはじめたのである。ノッティンガム地方の経済的・政治的構造の故に、その頂点にたっていたニューカッスル公の城の破壊も徹底的に行なわれ、市の中央にそびえ立つ対象であるために、その破壊の意味も象徴的意味をもっていた。ニューカッスル公や他のトーリーたちと暴徒との対立のなかにあつて、ウィッグ市会と市長は極めて微妙な立場におかれたであろうことは容易に推測できる。この点については、Ⅶで治安行動を検討するさい詳述する。

Ⅵ 暴動発生の際機としての祝祭

暴動の発生が日曜毎のミサや週市や祭と深く関係していることは、幾人かの歴史家、とくにアナル派の社会史家によって指摘されている。G.ルフェーヴルは、こう述べる。「村祭りは、常に懼れられていた。1789年7月、ボージョレ地方の農民蜂起は、クレージュ村の村祭りが引き金となって拮まったという。こうした集まりが開かれれば、もうそれで、明らかに一歩踏み出したことになるのだ。人々が散歩や祭りに出掛けるのは、よい天気を楽しんだり、店をひやかしたり、大道芸人の見物をしたりするためであつて、本来的な意味で、仲間と団結するためではなからう。しかし、大勢の人に会おうという楽しみがあてにされているのであり、もし一人っきりといったことであれば、他にどんなことがありえようとも、その魅力は損われ、雲散霧消することにすらなるだろう。⁽²⁶⁾」このようにして、村祭りが「革命的結集体」を生み出す機能を果たすことになる。また、同じくアナル派の社会史家 Y-M. ベルセは、『祭りと叛乱』のなかで、つぎのように指摘する。「祭りは危険なるものになりうる。市の理事や統領たちは誰も皆、そう思つて疑わなかつた。……群衆、なだれ込んでくる他国者たち、流れる酒、祭りにつきものの定期市、武装パレード、無頓着な役人、この6つの要素が緊張と感情の激発とを惹きおこした要因であり、それらが毎度、厳粛な盛儀を危機に

注 (25) *The Annals*, p. 373.

(26) G.ルフェーヴル『前掲書』、訳、17ページ。

転化させていったのである。」これは⁽²⁷⁾16～17世紀のフランスについての指摘であるが、イングランドでも、19世紀前半にはすでに祭は衰退に向かっていったものの、なお暴動と関わりをもっていた。ノッティンガム暴動も、ミカエルマスのグース・フェアのときに発生した。この祭は、1831年10月3日月曜日からはじまっており、天候にも恵まれて、ノッティンガム市はその週のあいだ賑わっていた。小牛、馬、豚、羊の展示即売会が行われ、チーズ、たまねぎなどを売る市がたつた。また、ウムウェルとアトキンの移動動物園、ホロウェイの劇団、アルミタージュの機械館等々多数の催し物もあって、近隣から多くの人々を市にひきつけていた。⁽²⁸⁾

祭は人々を集合させ、量的に群衆となる条件をつくるだけではない。重要なのは質的な側面であり、祭は群衆のメンタリティーを日常生活の価値規範から乖離させ、一種の躁病状態に変換させ、その結果、日常生活を規定していたあらゆる権力の否定に向わせるのである。躁病が「永続的祝祭」⁽²⁹⁾(ピンスワンガー)であるならば、その逆も成りたちうるのである。精神病理学者平山正実の指摘によれば、祭のとき「日常的世界は破られ、非日常的世界が顔を出す。そこでは、日常性を代表する単調で凡庸な秩序や権威、理性的な役割意識、堅苦しい行儀や躰などは背景に退き、反秩序と熱情、飛躍と興奮に満ちた非日常的世界が現われる。日常的世界がクロノスの時間によって形成されるところのケの世界であるとするならば、祭りはまさに非日常的なカイロスの時間に彩られたハレ⁽³⁰⁾(晴)の世界である。」また、山口昌男は、「カーニヴァルの原則は、経済、言語を含む日常的な交換体系の停止、食物の極端な浪費、労働の必然性にかわる遊戯の偶然性によって世界を統合する特権的な無時間の状態⁽³¹⁾である」と指摘している。ノッティンガムでは、祭の5日目に暴動との「入れ替え」⁽³²⁾が生じ、もっとも祭らしい祭として暴徒の精神を生の最高度の高揚へと導いた。ノッティンガム城の放火・炎上は、祝祭のときに選ばれ乱暴の限りを尽され最後には儀礼的象徴的に殺される

注 (27) Yves-Marie Berce, *Fête et Révolte*, 1976, 井上幸治監訳『祭りと叛乱』, 新評論, 1980年, 25ページ。なお、喜安朗『パリの聖月曜日—19世紀都市騒乱の舞台裏—』, 平凡社, 1982年, ストライキや騒乱が日曜日から月曜日に酒場に結集点をみだして勃発することを、「心性」まで含めて明らかにしている。

(28) *Nottingham Journal*, 8 October 1831.

(29) 1904年に92歳になるウィリアム・ラジュトンという名の一古老が新聞のインタビューを受けて、当時の祭や暴動を回顧している。もっとも、かれの記憶には、「ダービーの暴徒が、ノッティンガム城とコリック・ホールにやって来た」と述べたり、暴動をラダイツ運動と混同したりする不正確な点もあるが、祭については、こう述べている。「かつては祭は非常に重要なものであった。よく憶えているが、元気な若者や快活な娘たちがチャーチ・ストリートの両側に長い列をつくって立ち、雇われるのを待つのが常だった。若者たちはほころびをうまく縫い合わせた仕事着を着ていた。かれらの多くは、こうして手軽に稼いだ金を使ってその日の遅くまで飲んだのである。」(*Nottingham Weekly Guardian*, 11 November 1904)

(30) 平山正実「祭りと躁病」(木村敏編『躁うつ病の精神病理』4, 弘文堂, 1981年所収), 101ページ。

(31) 山口昌男『歴史・祝祭・神話』, 中央公論社, 1974年, 47ページ。

(32) Y-M. ベルセは、つぎのように指摘している。「祭りの日に、反乱は起る。お祭り騒ぎは武装蜂起に変わる。……それは、祭りから反乱への移行が確かに起った、またそのような移行が起りうるというよりも、それは両者の入れ替えである、というほうがより正しいのではないか。なぜならば、移行という言葉を使用するほど、事態のなりゆきは明確なものではなく、祭りが先なのか、反乱が先なのかわからないからである。」(Y-M. ベルセ『前掲書』, 訳, 93ページ)

偽王(モック・キング)ではなく、ヨリ現実的なニューカッスル公を象徴的に乱暴し、「葬った」のである。城を襲撃した暴徒が、前述したごとく、城の廷内で、祭のとき大道芸人の真似をして、「前進しよう、自信をもって最後の夜を」と叫んだということも、このような精神状態を考慮してはじめて了解可能となる。注意すべき点は、これは暴徒の精神の躁病状態を示すけれども、けっして狂気ではないということである。再び、ルフェーヴルに語らせよう。「……農民たちは、もしも封建的諸貢租のことだけが念頭にあったのならば、領主館の証文を廃棄してしまえばすむ筈のところを、城館を徹底的に破壊したり火を放ったりしているのだが、これまた決して狂気なのではない。これは、領主にとって極めて大切な財産、領主権力の象徴であり基盤である財産を打ちこわすこと(33)によって、領主を処罰しようという意志なのである。」(34)

これは城放火を実行した暴徒にのみ適用される心的状況ではなかつただろう。夜空をこがす情景を見物していた数千人のノッティンガム市民の大多数は、おそらく、日常生活の場で政治的・経済的に君臨する権力に瞬時であれ反抗する者に対し、共感をもって眺めていたのではなからうか。かように捉えてはじめて前述した暴動指導者の死刑助命嘆願書に1万7千名も署名したという事実が了解されるのである。コリック・ホールの襲撃やピーストン絹工場の炎上も、祝祭につきものの「葬る」という情念の最大限の表現であった。その意味で、ノッティンガム暴動は、祭の延長であったという側面を看過するわけにはいかない。

VII 暴動拡大の条件としての治安行動

ノッティンガム暴動の爆発的な拡大は、治安対策の不備と深く関わっている。暴動が生じたとき、ウィッグの市長や治安判事は鎮圧を積極的に実行せず、暴徒がトーリーの標的を攻撃するのを放任したのではないかという疑惑が生じた。同様の疑惑は、ノッティンガム暴動の3週間後に勃発したブリストル暴動のさいにも生じている。ノッティンガムでは、10月10日の市主催の大集会の直後に暴動が生じたため、その疑惑はいっそう大きなものとなった。市長はその集会で、「イングランドは各人が自らの義務を遂行することを期待する」と語ったとして非難された。(35) この疑惑は下院にも届き、当地方選出の議員サー・R・ファーガスン(バラ選出)は、「治安判事は義務に怠慢であり、もし適切な手段が採られていたならば、損害は避けられていたかもしれないと聞いている」と演説した。(36) この種の批判や不満はトーリー側から続出している。例えば、カウンティー長官は、ニュー

注(33) 本稿(上)、54ページ。

(34) G.ルフェーヴル『前掲書』、訳、37ページ。

(35) J. Hicklin, *Report of the Evidence given before the Commission appointed to Enquire into Municipal Corporations, Nottingham, 1833*, pp.94-5, quoted in John Wigley, *op. cit.*, p.99.

(36) *Parliamentary Debates*, vol. 9, 3rd series, 1051. ファーガスンについては、本稿(上)、注(89)を参照されたい。

カッスル公への報告のなかで、「城が襲撃されたと聞いて、私はただちにカウンティー治安判事に軍隊がかれらに対して行動するよう申請したが、遺憾なことに、治安判事たちは市内の兵力は弱小なのでそれを分散することは市の安全を危険にさらすと考えていた⁽³⁷⁾」と書いているし、また、改革法反対請願に署名し、その結果暴徒に襲われたマンソンという名の人物は、ニューカッスル公宛の書簡のなかで、かれが10月10日の朝暴徒に襲撃され、市長に保護手段を講じてくれるよう伝達したとき、市長は直ちに警察官を遣すからと渋々約束した。しかし来なかったため、かれは自力でかれの家屋を防衛しなければならなかった、と訴えている。

だが、歴史家は一樣に、これらの非難をトリーによる市長中傷として斥け、市長は正当化しうる、ないし可能な限りの、暴徒鎮圧措置をとったとの見解をとっている。J. M. ゴルビーは、こう指摘する。「反改革論者による市会や治安判事に対する批判には、具体的証拠は全く何もない。もし確かな証拠があれば、公はこの点をすかさずとらえて、問題を法廷に訴えただろう。事実は、市会が危機に直面しており、暴動を鎮めるのに十分な人間を見つけることは困難だった、ということにある。じっさい、市会は非常事態を処理するために多数の特別警察隊を任命することを余儀なくされた⁽³⁸⁾。」また、J. ウィグリーは、「マーケット広場での集会の不注意な指揮と暴動に直面したさいの解決策の欠如にもかかわらず⁽³⁹⁾」という注釈つきながら、「市会が民衆と同盟を形成したとか、当局上層部機関に対する警告として暴徒の束縛を解いたというような非難は当たらない⁽³⁹⁾」と指摘している。果してこのような見解は正当であろうか。

まず、第一に、ダービーで暴動が同時に発生し、治安部隊がノッティンガムからダービーに派遣されたという点が考慮されねばならない。ダービーは、ノッティンガムの西約15マイルにある。ここでも10月8日土曜日の午後7時頃上院における改革法案否決の報が入ると、多数の群衆が広場に集まりはじめ、甲鐘を打つべくオール・セント教会などに押しかけ、翌朝3時まで鐘を鳴らしつづけた。一方、広場の群衆は改革反対要請の署名簿が集約されていた家屋を襲撃した。この夜の騒擾で3名が拘束されている。翌9日の日曜日、群衆は午前9時から対策を協議していた市庁舎に入って3名の釈放を要求、拒否されるとバラの監獄を襲撃し、23名の囚人を釈放した。さらに、カウンティーの監獄の襲撃を試みるが、こちらは発砲され1名死亡、囚人釈放は未遂に終わっている。日曜日夕方、再び群衆は広場に集まったが、その数は1,400から1,500名程であり、かれらは再度監獄を襲撃する⁽⁴⁰⁾。この頃までに、ノッティンガム駐在の第15軽騎兵隊の一部がダービーに到着し、夜通し市内を巡回した。軽騎兵隊の到着は、ダービーでは「疑いもなくかれらに効果をもたらした

注(37) From Thomas Moore to the Duke of Newcastle, 12 October 1831, quoted in R. A. Preston, *op. cit.*, p. 20.

(38) J. M. Golby, *op. cit.*, pp. 15-6.

(39) John Wigley, *op. cit.*, pp. 101-2.

(40) *Derby Mercury*, 12 October 1831.

⁽⁴¹⁾が、ノッティンガムはそれだけ治安が手薄になり、暴動の拡大を許すことになったのである。第15軽騎兵隊長サックウェルは、回想録のなかで、ノッティンガム市長の「騒動が生じるとは思われ
ないし、隊なしですませてよい」⁽⁴²⁾との指示に従って、ダービーに隊を向けたと書いている。ノッティンガム市長の暴動の拡大に対する見通しが、楽観的すぎたということは否定しがたい。この点は、翌月曜日になるとヨリ明瞭な形で表明化する。

10日の市主催の集会にさいし、サックウェルは広場傍に待機していたが、これは市当局の指示によるのではなく、かれ独自の判断からであった。市書記からのサックウェル宛連絡は、サックウェルの表現によれば、「すべてのことが平和裡に過ぎ去るだろうと信じさせるもの」⁽⁴³⁾であった。集会終了時にもサックウェルは危機感をもち、前述したごとく、「集会は多数が参加し、静かに終わった。しかし、大きな興奮がノッティンガムの低階級 (the low classes) の間に続いている」⁽⁴⁴⁾と状況判断していたのに対し、市当局は楽観的であり、2時30分にサックウェルが市書記から受けた指示は、
「大部分の人々は家路についた。軍隊はもはや待機する必要がない」⁽⁴⁵⁾というものだった。この直後に暴動が生じ、4時間経たぬうちにコリック・ホールが、つづいて城が炎に包まれたことは、前述した通りである。サックウェルは、命令なしに行動することを拒否した。この日、常備軍がバラの境界線を越えたのは僅か一回、それも極めて短時間にすぎない。⁽⁴⁶⁾月曜日の暴動にもかかわらず、火曜日の正午近くまで軍隊に動員命令をだしたカウンティーの治安判事はいない。サックウェルは出動命令をえられぬままマーケット広場にとどまっていたのであり、ビーストン絹工場が襲撃されたときも、まだ広場にいたのである。

第二に、治安体制の脆弱性が暴動の拡大を可能にしたという点を考慮しなければならない。1830年代初期までは、イングランドでは瀕発する暴動に充分対処できる治安体制は確立されなかったことがすでに歴史家たちによって指摘されているが、⁽⁴⁷⁾ノッティンガム地方でも事態は同様であった。ノッティンガム警察は炎上した城から500メートルも離れていないのに、バラの治安判事の管轄下にあるという理由で、襲撃された城を護るため境界線を越えることはしていない。また、特別警察

注 (41) ある個人の日記は、10月10日の個所で、「午後ノッティンガムから到着した軽騎兵隊の一隊に守られて、(午後) 7時に暴動鎮圧令 Riot Act が読まれた」と記している (A *Derby Diary*, 9 April 1830—18 July 1833. Author unknown, but possibly a Mr. Walters, MSS, 9366, Derby Reference Library)。サックウェルもメルボーン宛書簡のなかで、「ダービー市長と近隣の長官たちの要請の結果、第15軽騎兵隊の一隊がその市に昨日午後進軍した」と書いている (From Col. Thackwell to Lord Melbourne, 10 October 1831, MSS, PRO., HO 52/15, 290)。

(42) H. C. Wylly, *The Military Memoirs of Lt. General Sir Joseph Thackwell*, 1908, p.95, quoted in R. A. Preston, *op. cit.*, p. 93.

(43) *Ibid.*, p.96, quoted in R. A. Preston, *op. cit.*, p. 87.

(44) 本稿(下)注(15)と同じ。

(45) Wylly, *The Military Memoirs*, in R. A. Preston, *op. cit.*, p. 87.

(46) R. A. Preston, *op. cit.*, p. 90.

(47) 例えば、John Stevenson, *Social Control and the Prevention of Riots in England, 1789—1829*, in A. P. Donajrodzki ed., *Social Control in Nineteenth Century Britain*, 1977, pp. 27—50.

も自らの教区以外に出動することをしていない。ウォラトン・ホールもコリック・ホールも城も、いずれも「閉鎖」教区に属していたのである。ヨーマンリー・カヴァルリーはこのような教区による制約を受けないのでカウンティの治安を最終的にひきうけることになったが、そのばあいの欠陥は、出動するまで少なくとも一日は要し、緊急出動は望めないという点であった。じっさいコリック・ホールが襲撃されたのち、ヨーマンリー・カヴァルリーが出動したが、暴徒と接触するまで⁽⁴⁸⁾20時間もかかっている。そのうえ、出動した部隊が特定の個人の財産を防備するためにのみ配置されることによって、暴動鎮圧の効果を減少させたということも生じた。ミドルトン卿は、至近のウォラトン部隊を動員したが、全部隊を自らの邸宅と財産を護るため、邸宅のあるウォラトン公園内に駐屯させ、その間、公園入口から1マイルも離れていないピーストンの絹工場を放火・炎上されるままにしたのである。⁽⁴⁹⁾

以上の考察をふまえて、暴徒のノッティンガム城襲撃にたいして、市長および市会がそれを放任したか否かの点を検討しよう。筆者は、何故城を暴徒から護れなかったかを説明した市書記のメルボーン宛書簡がこの問題に解答を与えていると考えるので、やや長くなるが、つぎに引用しよう。これは城炎上の4日後の10月14日付書簡である。「月曜日の夕方5時から、ノッティンガムのさまざまな場所で私邸や窓に攻撃が加えられたが、市民軍と軍隊は積極的かつ成功裡にそれを抑えた。7時15分前頃に2人の市参事会員が、サックウェルとかれの第15軽騎兵隊の一隊(警察署前に駐屯していた)とともに市の下町の状況偵察に向かった。ジョージ・ストリートにくると、一人の警察官が走ってきて、監獄が暴徒に襲われ、正面扉が開けられているとの情報を伝えた。かれらはただちに監獄に行き、非常な尽力を盡した末、発砲せずに暴徒を撃退し、監獄の安全を護った。ガス燈は消されており、真暗闇の夜であったため、その時の困難はきわめて大きかった。すでに述べたように二人の市参事官が警察署から分遣隊を連れだしたが、その直後、暴徒の一部はニューカッスル公の城に向かっているとの情報が警察署にいる市長に届いた。ただちに参事会員の一人は馬に乗り、警察署に駐屯する隊の他の分遣隊とともに、もし可能ならばかれら(暴徒)が市の管轄領域から出てしまう前に阻止すべく、城に向かった。だが、十分な根拠があるならば、城は境界線の外にあるにもかかわらず、城に向かって進軍する決意があった。参事会員と分遣隊がマーケット広場より先に進む以前に、人々が監獄に侵入して囚人を解放すると威嚇しているとの緊急情報が警察署に入った。この瞬間には、踏査の分遣隊とともに出かけた2人の参事会員が市のどこの地区にいるかは不明だった。それ故、監獄の防御には最大の重要性があったので、城に向かう途上にあった分遣隊をただちに呼び戻すことが必要となった。かれらは迅速に帰還し、監獄に配置された。すなわち、すでに到着していたことが判明した分遣隊とともに、かれらは監獄の安全を護った。これはかなりの

注(48) R. A. Preston, *op. cit.*, p. 91.

(49) 本稿(上)、注(53)を参照されたい。

1831年のノッティンガム暴動(下)

時間を要する作業だった。警察署にかれらが戻る途中で、城の火はいかに尽力しても消すことは全く不可能ほど高く上っていた。市長と市参事会員は、ここにいた唯一の軍隊は第15軽騎兵隊の一隊であり、その中隊を余りにも大きく分割することは、この重大な瞬間には極めて懸念されること⁽⁵⁰⁾であると付言することが適当である⁽⁵⁰⁾と考える。」

この報告は、市長がニューカッスル公の城に向かう第15軽騎兵隊の分遣隊を引きもどして監獄防備のために配置したことを明瞭に示している。すなわち、城を暴徒が襲撃するのを自由に放任したとの市長に対する非難は正当なのである。「市と民衆が同盟を結んだ」ということはなかったにせよ、また、市長が意図的に暴徒に城を攻撃させたことはなかったにせよ、城と監獄がほぼ同時に暴徒に襲撃されたとき、限られた治安部隊をいかに配備するかの決定を迫られた市長は、トーリー所有の城の防御を放棄し、監獄を護ったのである。その理由は、「監獄の防御には最大の重要性があったから」、すなわち、監獄を護れるか否かは市当局の統治能力そのものが問われていたからである。監獄の防備に軍隊を集中し、トーリー所有の城を放棄する、ここに、当地方に政治的・経済的に君臨するニューカッスル公とトーリー勢力、「急進主義ノッティンガム」の伝統にたつ市長とウィッグ市会、そして選挙法改革を目途として蜂起した群衆、この三者の対立構造のなかに作用した弾圧の力学がある。

VIII 結論に代えて——選挙法改革暴動の歴史的意義

1831年10月8日の上院におけるグレイの第二法案の否決は、ノッティンガムやダービーだけでなく、ウースターでもバスでもコヴェントリーでも暴動を生じさせた。そして、最大の暴動が10月29日にブリストルで爆発した。暴動が多くのはあいウィッグ市会をもつ都市で生じたことは、注目値する。ブリストルは長期にわたってウィッグとトーリーが市長の座をめぐる対立してきたが、暴動が生じたときは選挙法改革支持の市長であった。ダービーでは、市長は市参事官のなかで唯一のトーリーとして孤立していた。上院の改革法案否決がこれらの市長を微妙な立場に置いたのはノッティンガムのばあいと同様であり、市長は暴動を助長したとの嫌疑がかけられた。

「イギリス史上最後の都市大暴動」と呼ばれるブリストル暴動は10月29日にはじまり、翌30日にはブリッジウェル監獄をはじめ合計3カ所の監獄が襲われ、囚人が解放された。つづいて主教邸が破壊され、市長邸、徴税所、通行税徴収所も襲撃され、その他42の邸宅が焼かれた。1791年のバーミンガム⁽⁵¹⁾暴動のときには、暴徒は「教会と国王」を叫びながら非国教徒であり酸素発見者でもあるジョセフ・ブリストリーの私邸を焼き払ったのであるが、今回の暴動では「国王と選挙法改

注 (50) From H. Enfield to Lord Melbourne, 14 October 1831, MSS, PRO., HO 52/15, 266-8. (傍点は引用者)

(51) バーミンガム暴動については、杉山忠平『理性と革命の時代に生きて—J.ブリストリ伝—』、岩波新書、1974年のI「バーミンガム事件」(1~41ページ)に詳述されている。

革」を叫びながら、改革に反対した指導的な教会の人々(その多くは西インド奴隷所有者)の家を攻撃目標とした。当然、教会も標的となった。自由思想の持主のデイヴィスという名の商人は、「教会を倒し、それでもって道路を修繕せよ！」と叫んだと記録されている。暴徒は大聖堂の参事会会議場内にある図書室から多くの文書や書物を略奪して火中に投じながら、「本が焼かれなければ、改革はありえない」と宣言した。⁽⁵²⁾ 暴動は3日間つづいた。『アニュアル・レジスター』によると、31日朝、「夜が明けると火はおさまりつつあったが、クィーン広場の光景は全く恐いものだった。多数の建物が煙のたつ廃墟と化し、他の建物は今にも崩れそうだった。」⁽⁵³⁾ E. P. トムソンは、このブリストル暴動は、「ゴードン暴動とブリストリー暴動の諸特徴を想起こさせる。主教邸と市長舎の襲撃、監獄からの囚人の釈放、不人気な市民の家屋と店舗の焼き討ち。しかし、当局は暴徒の背後に陰謀を発見できなかった」と書いている。⁽⁵⁴⁾ それは、18世紀のゴードン暴動(1780年)以来の最大の都市暴動となったのである。

このような一連の選挙法改革暴動に対して、T. アトゥッドを理論的指導者とする政治同盟 Political Union が各地で果たした役割に注意を払わねばならない。それは、トムソンの表現を借りれば、「ノッティンガム、ダービー、ブリストルの暴動は、パーミンガムをモデルとする政治同盟の二重の機能を示した」⁽⁵⁵⁾ ということである。ブリストルでは、暴動勃発の間、当局はブリストル政治同盟に秩序の回復を求めざるをえなかった。⁽⁵⁶⁾ ノッティンガムでも、前述したごとく、労働組合運動指導者 G. ヘンソンが、法と秩序を維持すべく、内務大臣メルボーンと連絡をとっていた。⁽⁵⁷⁾ 「パーミンガム政治同盟の指導者たちは、もしよく組織された地方の政治同盟があったならば、ブリストルなど各地における一連の悲惨な出来事は避けられたであろうと主張した。」⁽⁵⁸⁾ このように、政治同盟やその他の選挙法改革論者は、1831年の一連の暴動をかかれら自身の運動の推進を阻害する有害なものとなし、選挙法改革を推進したものはみなさなかった。そして、暴徒をならず者とし、墮落した犯罪者とみなすのであるが、この点は史実に反することはすでに指摘したところである。これらの都

注(52) Thompson, *The Making*, p. 81. ブリストル暴動については、A Citizen, *The Bristol Riots*, 1832. を含む膨大な史料が Bristol City Library に所蔵されているが、S. Thomas, *The Bristol Riots*, Bristol Historical Association, 1974 は最も簡潔にまとめられた書である。

(53) *Annual Register*, November 1831, p. 176. ブリストル暴動の経過は、ここでも比較的詳しく書かれている(pp. 171-7)。

(54) Thompson, *op. cit.*, p. 81.

(55) *Ibid.*, p. 890.

(56) *Ibid.*, p. 891.

(57) 本稿(注) 61ページ、注(77)(78)を参照されたい。「新史料は常に興奮を呼びおこすものであり、王立文書はメルボーン卿がこれまで考えられていたよりもはるかに緊密にノッティンガムの状況にかかわっていたことを示しているようである。信じられない人であり、えたいの知れないG. ヘンソンが、あたかもその地方の尊敬すべき中心人物であるかのごとく法と秩序の維持について内務大臣と連絡していたことを発見するのは、何と興味深いことであろうか。」(M. I. Thomis, Introduction 'Nottingham and the Reform Bill Riots of 1831: New Perspectives', in *Transactions of the Thoroton Society*, 77, 1973-4, p. 82)

(58) Asa Briggs, *The Age of Improvement*, 1959, p. 253.

市暴動の果した歴史的意義を否定ないし軽視する今日の歴史書にみられる一般的見解は、以上のような当時の政治同盟を中心とする改革論者の見解に起源をもっていると考えられる。

だが、一連の都市暴動が支配階級を震撼させたというのは誇張ではない。じじつ、ノッティンガム暴動の反響は大きく、国王ウィリアム四世は内務大臣メルボーン宛書簡の中で、「ノッティンガムとダービー近郊に蔓延しているといわれている精神」を憂慮したし、エレンバラ卿は、日記にノッティンガムでの事件は革命の序曲になるかもしれないとの恐怖感をしるしている。中期ヴィクトリア期に出版された選挙法改革(第一次)の書物も、ブリストル暴動に相当の頁を費して叙述し、暴動が改革に強い影響を与えたことを暗示している。その著書は、暴動による国内の不安定性が回復される以前に、フランスのリヨンで「はるかに重大で容易ならぬ性格の騒擾が生じたという情報」が届き、イギリス国内の不安定性はさらに増大した⁽⁵⁹⁾こと、翌32年1月以前には議会は開催されないだろうとの噂も流れたが、『タイムズ』や他の改革派のジャーナルは、「人々の大多数の希望と意見を表明して、この遅延に不賛成であると強く唱えたこと、ついには、改革反対論者を除くすべての人々に大きな満足を与えた声明が11月21日当局によって出されたが、それは議会在12月6日に再招集されるというもの」⁽⁶⁰⁾であったことを書いている。こうして、12月12日、ラッセル卿の第三次改革法案の提出となったのである。

国会開催のさいの国王によるつぎのような演説も、選挙法改革暴動が第三次法案の提出のための国会開催を促進したことを示している。「まず最初に、下院で諸氏に提案されるであろう選挙法改革の法案を深く熟考するよう勧めるのが私の義務であると考え。この問題の迅速かつ充分なる解決は、国家の安全と私の国民の満足と福祉にとって日々ヨリいっそう差し迫った重要性をもつものになっている。……ブリストルや他の数カ所で生じた暴力と暴行の情景に私は最も深く悩んできた。法の権威は、財産の破壊を大規模に行ない、人命をきわめて憂うつなほど失なわせた非行を処罰することによって擁護されなければならないが、しかし、同様の暴動に対して公共の平和をヨリ効果的に保護するために、議員諸氏が王国の地方都市警察の最良の改善方法に注意を向けることは正しいと私は考える。」⁽⁶¹⁾ジョン・ラッセル卿も第三次法案提出のさいに、「かれは最近の事件によって、人々の再度の失望が原因で生じるかもしれない諸結果を深く心配して考慮するようになった」ことを示す調子で演説した。「かれの演説は、院外に拡がっている興奮を静め、同様に、長びいた反抗に伴う危険は、譲歩から生じうるいかなる危険よりもヨリ大きくかつヨリ切迫していることを聴聞

注 (59) From William IV to Lord Melbourne, 10 October 1831, quoted in John Wigley, *op. cit.*, p. 95.

(60) A. Aspinall, *Three Early 19th Century Diaries*, 1952, pp. 150-53, quoted in John Wigley, *op. cit.*, p. 95.

(61) W. N. Molesworth, *The History of the Reform Bill of 1832*, 1865, p. 301. なお, Asa Briggs, 'Social Structure and Politics in Birmingham and Lyons (1825-1848)' in *British Journal of Sociology*, vol. 1, 1950. も参照されたい。

(62) Molesworth, *ibid.*

(63) *Parliamentary Debates*, vol. 9, 3rd. series, 1-2.

者に説得することを明らかに目論んでいた。⁽⁶⁴⁾

選挙法改革暴動の法案成立に対する積極的意義を明確に指摘したのはG. D. H. コールとR. ポストゲイトである。かれらは、共同著作『コモン・ピープル』のなかで、選挙法改革法成立までの政党間の対立と取引きについて叙述したあと、「しかしながら、これは話の議会内の側面にすぎない」として、つぎのように指摘した。「1831年10月の上院における法案否決に続く騒乱の数週間に、成行きは真に決着された。というのは、この数週間に、ウィッグにとってだけでなく、同様に多数のトーリーにとっても、さらに商人と金融業者のほとんどすべての階級にとっても、法案以外には革命の防止に有効なものはないことが明白になったからである。労働者たちが数日間市を支配したブリストル暴動、ノッティンガム城の焼失、ダービー監獄の襲撃、および、国王の馬車が妨害されたロンドンの街頭における怒れる群衆の出現が、支配階級に人々が憤激していることを知らせた。…1688年以降、グレート・ブリテンは、1831年ほど現実の革命に近かったことはなかった。つぎの20年間のすべての騒乱においても、ブリテンはその状態に近くなったことはなかった。」⁽⁶⁵⁾ G. M. ヤングも1830～32年を「1641年以降なかった⁽⁶⁶⁾ 断絶の強烈な興奮の時期」としている。

この「1830～32年の革命的危機」は、選挙法改革暴動だけによるのではなく、G. リューデが明らかにしたように、他の3つの要因によってももたらされたものであった。3つの要因の第1は、1830年秋からイングランド南部諸州で拡大した農業労働者の反乱(キャプテン・スウィング暴動)⁽⁶⁷⁾である。第2は、ミッドランドやイングランド北部、西部の工業地域で1830年にはじまった工業労働者の運動であり、これは34年に頂点に達する。第3は、アイルランドにおける蜂起⁽⁶⁸⁾である。

E. P. トムソンは、この「1830～32年革命的危機説」をヨリ実証的に分析した。かれは、「1780年から1832年の間に、ほとんどのイギリスの労働階級(working-class)の人々は、かれらの間で、また、かれらの支配者や雇用者に対して利害の同一性を感じるようになった」とし、『イギリス労働階級の生成』という著書のタイトルが示すように、労働諸階級 working classes⁽⁶⁹⁾ではなく、単一の労働階級 working class が、1830年代初期までに生成されたとする。すなわち、階級の形成を単に資本・賃労働関係の形成と an sich に捉えるだけでなく、階級意識をもつ労働者の出現として für sich に捉え、利害、価値、文化の共通性を認識して自らを同一の階級に帰属すると意識する労働者階級が、所有者階級と闘争し、1830年代初期のイングランドの革命的危機にまで高揚していくとするのである。トムソンは、したがって、31年10月のノッティンガム、ダービー、ブリストル

注 (64) Molesworth, *The History of the Reform Bill of 1832*, p. 302.

(65) G. D. H. Cole & R. Postgate, *The Common People, 1746—1946*, 4th edition, 1949, p. 254.

(66) G. M. Young, *Victorian England, Portrait of an Age*, 1961, p. 27.

(67) スウィング暴動に関する詳細な研究は、E. J. Hobsbawm & G. Rudé, *Captain Swing*, 1969. である。

(68) G. Rudé, 'English Rural and Urban Disturbances on the Eve of the First Reform Bill, 1830-1831', in *Past and Present*, no. 37, pp. 87-102.

(69) Thompson, *The Making*, p. 12.

1831年のノッティンガム暴動(下)

で生じた暴動は、「すべて社会の基礎における深刻な騒乱を示唆しており、観察者たちがロンドンのイースト・エンドの蜂起がこれに続くよう熱望した騒乱であった⁽⁷⁰⁾」と理解する。

トムソンのこのような分析には、J. D. チェンバースをはじめ、R. M. ハートウェル、N. J. スメルサーなどから批判と非難がなされたのは、トムソンとこれらの人々のあいだの歴史理解の基本的差異からして、いわば当然のことであった。批判者たちは、一様に詳細な史料蒐集と情熱的な語り口に賛辞を呈しながらも、トムソンは「過度に劇的に描きすぎている」(キュリーとハートウェル)とか、方法が明確でなく「イデオロギー的バイアスがかかっている」(スマルサー)とか、「革命は余り影響力のない少数派の間欠的夢想であった」(ハートウェル)とか批判したのである。かれらは、18世紀の食糧暴動や18~19世紀の都市暴動の担い手であった群衆 crowd を意識の遅れた暴徒 mob であるとするので、群衆のなかに潜在的革命性を見出すトムソンなどの歴史家の主張は到底容認できないということになるのであろう。しかし、このような労働者の階級意識や潜在的革命性を否定する労働史理解は、歴史を漸進的改良の連続として把握し、暴動は次第に近代的労資関係にとって代られるとするウィッグ史観であり、パーソンズ流の均衡論的社会学⁽⁷²⁾に他ならない。もちろん、改革暴動が選挙法改革法案を通過させたと短絡させるならば、それは誤りである。しかし、一連の暴動が国内状況を不安定にし、法案通過を促進した点を見落すのもまた誤りであろう。政治同盟を中心とする選挙法改革運動が現実に選挙法改革に影響を与えたか否かについては論争のあるところだが、選挙法改革暴動が与えた影響についても、先験的にその影響を否定するのではなく、いっそう具体的・実証的に研究され、論争されて然るべきである。18世紀の食糧暴動⁽⁷³⁾から19世紀中期以後の政治的示威行動への移行期において、それ故双方の特徴を兼ね備えた選挙法改革暴動が、いかなる条件のもとで、いかなる契機で爆発し拡大し消滅したか、さらに、いかなる社会的影響を与えたか、といった諸問題を今後多角的に分析する第一歩に本稿がなるならば、本稿はその使命を終えることになろう。

付記) 本稿の史料を蒐集したのは、1972~73年である。それから10年が経過した。当時ノッティンガム大学留学中の佐藤茂子さんにはいろいろお世話になった。記して謝意を表したい。

(経済学部教授)

注 (70) *Ibid.*, p. 896.

(71) R. Currie & R. M. Hartwell, 'The making of the English working class?', in *Economic History Review*, sec. ser., XVIII, no. 3, 1965; J. D. Chambers, 'The making of the English working class', in *History*, 51, 1966; N. J. Smelser, 'The making of the English working class', in *History and Theory*, V, 1966. なお, Brian Harrison, 'The making of the English working class', in *English Historical Review*, CCCXL, 1971. も参照されたい。

(72) 暴動や革命的運動の否定とウィッグ史観との関係は, John Halstead, 'Ideology in history (Review Essay)', in *Bulletin, Society for the Study of Labour History*, no. 26, Spring 1973, および, F. K. Donnelly, 'Ideology and early English working-class history: Edward Thompson and his critics', in *Social History*, no. 2, 1976, とくに pp. 236-37. を参照されたい。

(73) 食糧暴動については, わが国では近藤和彦「1756-7年の食糧蜂起について」(『思想』1978年12月号, 79年1月号所収)が先駆的かつ緻密な研究論文である。